

2023年1月31日(No. 506)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・生産安全を脅かす刑事事件の処理における法律適用に係る若干問題に関する解釈(二)
- ・国家薬監局総合司による「薬品ネットワーク販売監督管理弁法」の徹底の実施作業の遂行に関する通知
- ・薬品ネットワーク販売禁止リスト(第一版)
- ・工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法(試行)
- ・形を変えて隠れて行われている学科類教育の防止に係る管理業務の更なる強化に関する意見
- ・新型コロナウイルス感染に対し『乙類乙管』を実施する全体方案
- ・中外人員往来暫定措置に関する通知
- ・広告絶対的用語取締ガイドライン(意見募集稿)
- ・会社法(改正草案二次審議稿)
- ・民事訴訟法(改正草案)
- ・反スパイ法(改正草案二次審議稿)

III. 今月の中国ビジネス法

『中国ビジネス法大全』のアップデート

日本弁護士 射手矢好雄

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 18 回(中国メインランド)

日時:2022 年 9 月 21 日(水)

「中国ビジネス法大全その1」

講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

第 19 回(中国メインランド)

日時:2022 年 10 月 12 日(水)

「中国ビジネス法大全その2」

講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

第 20 回(中国メインランド・台湾):2022 年 11 月 30 日(水)

「台湾有事に備えた日本企業の危機管理」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

アソシエイト(台湾)/外国法事務弁護士 呉 曉青

II. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今号の法令としては、全国人民代表大会(※日本の国会に相当)常務委員会が昨年12月30日に公表した、(1)会社法(改正草案二次審議稿)、(2)民事訴訟法(改正草案)、(3)反スパイ法(改正草案二次審議稿)が注目される。どれもタイトルの通り現時点では改正草案段階ではあるが、早ければ3月5日に開幕する全国人民代表大会で成立し、正式公布される可能性がある。

(1) 会社法(改正草案二次審議稿)については、2021年12月24日に公表されていた第一次審議稿をベースとして形式面等での調整に重点が置かれたもので、それほど大きな修正は見られない(そのため、今後意見募集段階を経て正式に公布されることが見込まれる。)

(2) 民事訴訟法(改正草案)については、今回の改正草案で新たに16条が追加されたほか、13条が修正されている。特に、涉外民事案件(※案件の当事者に外国人や外国企業がいる、紛争の対象物が国外にある、又は重要な法的事実が国外で発生したなどのような案件を涉外案件という)の管轄、承認、執行に関する規定の整備がなされ、人民法院の裁量により中国での管轄が認められる場面が増えている点が特に注目される。

(3) 現行の反スパイ法は、中国におけるスパイ行為を取り締まるために2014年に制定されており、実際にも反スパイ法に基づき数十名の日本人が拘束されたと言われる。本改正草案は現行法を改正しようとするもので、スパイ行為の取締りが拡大・強化される方向での修正がなされている。

詳細は以下の通りである。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<刑事法>

生産安全を脅かす刑事事件の処理における法律適用に係る若干問題に関する解釈(二)

[ポイント] 2022年12月15日、最高人民法院と最高人民検察院は共同で「生産安全を脅かす刑事事件の処理における法律適用に係る若干問題に関する解釈(二)」(以下「本件解釈」という。)を発表し、本件解釈は12月19日より施行された。

中国では、2015年8月12日の天津港瑞海会社の危険化学品倉庫の爆発事故が大量の死傷者を出したことはまだ記憶に新しい。重大な生産安全事故が社会的に悪い影響を与えるため、中国共産党と政府は、生産安全分野を重視し、法に基づく厳罰化の原則を常に強調している。最高人民法院と最高人民検察院が2015年12月に共同で策定した「生産安全を脅かす刑事事件の処理における法律適用に関する若干問題に関する解釈」(以下「2015年解釈」という。)等の司法解釈や規範的文書も公表され続けている。本件解釈は、生産安全分野の犯罪への刑法の適用ルールを明確化する司法解釈としては、2015年解釈に続く第2弾である。

2020年12月に行われた刑法の11回目の改正では、生産安全事故の発生を未然に防ぐために、危険作業罪(134条の一)が追加され、業務における安全管理規定違反行為は重大な結果をもたらす現実的な危険性があるのみでも刑事責任を追及できるようになった。本件解釈は、危険作業罪の主体について、生産・操業に直接従事する者だけでなく、組織・指揮・管理する責任を有する責任者、管理者、実質的支配者、出資者等についても危険作業罪が成立できることを明記した。また、犯罪行為類型について、各レベルの人民

政府や安全生産監督管理当局から受けた行政決定・命令の実施を正当な理由なく故意にしない行為や、架空の事実や贈賄等の不当な方法を利用して当該実施を回避し又は妨害した行為も、当該犯罪に当たるとされている。当該犯罪の適用は行政の実効性確保の手段としても利用される傾向が見える。他方、「現実的な危険性」の判断基準はまだ明確化されていない。本件解釈の記者会見では、問題が複雑であることを考慮し、司法実務経験をさらに整理し、当面は典型的な事例を発表して指導を強化し、時期が来たら更に判断基準にかかる司法解釈を出すという方針とともに、実務では立法趣旨、総合考慮、実質重視といった側面から把握・判断することがよいと説明されている。判断基準が不明で、司法機関の裁量も大きいところ、企業としてより慎重になる必要がある。

また、本件解釈では、規則違反作業や危険作業を他人に強要し、又は他人を組織し当該作業に従事させる罪の具体的な行為類型や、安全評価機構の職員による虚偽の証明書類や重大な不正確さのある証明書類の提供行為に関する犯罪構成要件の認定基準・考慮要素等も定められている。

[原文] 关于办理危害生产安全刑事案件适用法律若干问题的解释（二）（法释〔2022〕19号）

[公布／公表機関] 最高人民法院、最高人民检察院（最高人民法院、最高人民检察院）

2022年12月15日公布、2022年12月19日施行

執筆担当：中国弁護士 屠錦寧

<経済諸法>

国家薬監局総合司による「薬品ネットワーク販売監督管理弁法」の徹底の実施作業の遂行に関する通知

[ポイント] 本通知は、2022年8月3日に交付された「薬品ネットワーク販売監督管理弁法」(以下「本弁法」という。)の同年12月1日からの施行に伴い、国家薬監局総合司から各地方自治体の薬品監督管理局に対して発せられたものであり、医薬品のネットワーク販売を行う企業及び第三者プラットフォームに対する監督管理を徹底し、法令違反に関する多くの典型事例の摘発、調査・処理、厳罰、公表を行い、強力な抑止力を形成し、効果的に医薬品ネットワーク販売の秩序を維持すべきであると明記されている。従って、医薬品ネットワーク販売に従事する事業者としてはかかる典型事例として処分の対象とならないよう、本弁法へのコンプライアンスを徹底する必要がある。また、本弁法に関しては、本通知の後、2022年11月30日付で、国家薬監局より、ネットワーク販売が禁止される医薬品のリストの第一版が公布され、同年12月1日より施行されていることにも留意を要する(同リストについては次項を参照されたい)。

本弁法の内容の概要については、China Legal Update 第503号(2022年10月24日発行)にてご紹介しているので参照されたい。

[原文] 国家药监局综合司关于做好《药品网络销售监督管理办法》贯彻落实工作的通知（药监综药管函〔2022〕667号）

[公布／公表機関] 国家薬監局総合司（国家药监局综合司）

2022年11月24日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

薬品ネットワーク販売禁止リスト(第一版)

[ポイント] 「薬品ネットワーク販売監督管理弁法」の施行にあわせ、2022年12月1日より本リストが施行されている。本リストにより、①政策・法規により明確に販売が禁止される医薬品(すなわち、ワクチン、血液製剤、麻酔薬、向精神薬、医療用麻薬、放射性薬品、易制毒化学品(麻薬製造に使用できる化学物質)、医療機関製剤(市販用ではない院内製剤)、漢方薬の配合顆粒)に加え、②注射剤(血糖降下剤を除く)、③エフェドリンを含む配合剤等、④「ドーピングリスト」に記載されている蛋白同化製剤及びペプチドホルモン(インスリンを除く)、及び、⑤その他の投与リスクが高い43種の医薬品については、ネットワーク販売が禁止されること

が明確化されている。医薬品ネットワーク販売に従事する事業者は、現在の取扱商品が本リストに該当していないか確認を要するほか、今後の本リストのアップデートについても注意を払い続ける必要がある。

[原文] [国家药监局关于发布药品网络销售禁止清单（第一版）的公告（2022年第111号）](#)

[公布／公表機関] 国家薬監局（国家药监局）

2022年11月30日公布、2022年12月1日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

<社会法>

工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法(試行)

[ポイント] 「工業・情報化分野データ安全管理規則(試行)」(以下「本管理規則」という。)は、二回の意見募集を経て、2022年12月8日に公布された。同管理規則は、データ安全法の下位法令に相当し、工業・情報化分野におけるデータ安全管理をより具体的に規定している。本管理規則は、中国国内の工業・情報化分野におけるデータの取扱活動及びその安全監督管理に適用される。工業・情報化分野におけるデータには、工業データ(原材料工業、設備工業、ソフトウェア及び情報技術サービス業等の分野において、研究開発設計、生産製造、運用保守サービス、プラットフォーム運営等の過程において収集及び生成したデータ)、電信データ(電信業務経営活動において収集及び生成したデータ)及び無線通信データ(無線業務活動中に発生・収集された無線周波数、局(局)などの電波パラメータデータ)等が含まれる。

「データ安全法」では、「重要データ」、「国の核心的データ」の概念が規定されているものの、その具体的な意味内容は不明確であったが、本管理規則は、リスクの度合いに基づいて、工業・情報化分野におけるデータを一般データ、重要データ及び核心データの三等級に分け、さらに、その区分基準を示していた。工業・情報化分野のデータ取扱者は、所属部門の重要データと核心データの一覧表を現地の業界監督管理部門に届け出なければならない。また、工業・情報化分野のデータ取扱者は、データの取扱活動の全過程における安全管理制度である「データの全ライフサイクル安全管理制度」を構築しなければならない。データの等級に応じて、具体的な保護要求及び操作規程を策定しなければならない。工業・情報化分野のデータ取扱者が中国国内で収集し、生成した重要データと核心データについて、法律、行政法規に国内での保存要求がある場合、国内で保存し、国外に提供する必要がある場合は、法に従いデータの国外への持出しについて安全評価を行わなければならない。同管理規則において、国内保存要求があるデータがどのようなデータかは明確化されていない。

また、同管理規則は、データ安全法に合わせて違反した場合の罰則も規定している。つまり、情状に基づいて違法所得の没収、過料、業務停止、休業整備、業務許可証の取り消しなどの行政処罰を行う。犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

[原文] [工业和信息化部领域数据安全管理办法（试行）（工信部网安〔2022〕166号）](#)

[公布／公表機関] 工業・情報化部（工业和信息化部）

2022年12月8日公布、2023年1月1日施行

執筆担当：北京事務所顧問 李加弟

形を変えて隠れて行われている学科類教育の防止に係る管理業務の更なる強化に関する意見

[ポイント] 2021年7月24日、義務教育段階の児童生徒の学習負担を軽減するために「義務教育段階の学生の宿題の負担及び学校外教育の更なる軽減に関する意見」(当該意見において要求されている小中学生の宿題及び学校外教育の負担の減少を合わせて「双減」と呼ばれている。)が公布された。同意見では、①学科類の学校外教育機関(学習塾・予備校等)の新規認可を行わない、②既存の教育機関については非営利性機関として登記し直す、③学科類学校外教育機関は上場して資金調達してはならず、上場企業は株式市場を通して学科類教育機関に投融資してはならない、④学科類学校外教育機関は休日、夏・冬休み等

に学習を行ってはならない等の規制が定められ、学校外教育機関が学科類の教育を行うことは事実上制限されることとなった。しかしながら、学習塾等が上記の規制を回避するために、カフェや自宅などで授業を行う等、形を変えて学科類教育を提供する事例が見られたため、本意見はこれを防止して「双减」業務がさらに効果的なものとなることを目的として公布されたものである。

本通知の主要な目標は、2023年6月までに各地における形を変えて行われている教育の予防、発見、調査メカニズムを確立し、形を変えて行われている学校外教育に対するコントロールを高め、2024年6月までに形を変えて隠した学科類教育を全面的に排除し、「双减」業務が顕著に成果を挙げることができることとしている。

また、本通知においては、(i)予防体系を整え、違法行為の発生を減少すること、(ii)発見メカニズムを完全なものにし、管理に死角を残さないようにすること、(iii)調査処分のレベルを上げ、厳しい管理体制を築くこと、(iv)組織の保障を強化し、管理を実効的なものにするのが大きな要求として掲げられており、具体的には以下の点が述べられている。

(i)について：①重点的な場所及び重点的なウェブサイトにおける予防管理を強化すること、②重点機関及び人員に対する予防管理を強化すること、③学生に対する家長による教育指導を深化させること

(ii)について：④重点的な全面的捜査、検査を強化すること、⑤オンライン上の巡回検査の実施を継続すること、⑥監督通報チャンネルを滞りなく通じさせること、

(iii)について：⑦共同で行う証拠の収集及び調査処分を強化すること、⑧法に基づき違法な教育を厳格に処罰すること、⑨違法行為に対する通報及び明るみにすることを強化すること

(iv)について：⑩リーダーの組織を強化すること、⑪部門の分業を明確にすること、⑫監督指導と責任追及を推進すること、⑬良好な雰囲気を作り出すこと

[原文] 关于进一步加强学科类隐形变异培训防范治理工作的意见（教监管厅函（2022）15号）

[公布／公表機関] 教育部、中京中央政法委員会、中央ネットワーク安全情報化委員会弁公室、国家発展改革委員会、科学技術部、人力資源社会保障部、住宅及び都市農村建設部、商務部、文化観光部、国家市場監督管理総局、国家体育総局、全国婦女連合会（教育部、中共中央政法委員会、中央网络安全和信息化委員会办公室、国家发展和改革委員会、科学技术部、人力资源和社会保障部、住房和城乡建设部、商务部、文化和旅游部、国家市场监督管理总局、国家体育总局、全国妇女联合会）

2022年11月21日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

新型コロナウイルス感染に対し『乙類乙管』を実施する全体方案

[ポイント] 日本国内でも連日報道されているとおり、2022年末、中国は、ゼロコロナ政策からの方針転換を発表した。法令上の根拠として、2022年12月26日、新型コロナウイルス感染対策共同予防・抑制メカニズムの総合チームは、「伝染病防止法」に基づいて「新型コロナウイルス感染に対し『乙類乙管』を実施する全体方案」（以下「本方案」という。）を公布した。これにより、2023年1月8日から、新型コロナウイルスは「乙類甲管」から「乙類乙管」に調整されることになった。

「伝染病防止法」上、伝染病は、甲類・乙類・丙類に分類されている（同法第3条第1項）。新型コロナウイルスについては、感染力や特徴等に不明瞭な部分があったため、「乙類」に分類した上で、隔離措置等のより厳格な管理が可能となる「甲類」として予防・コントロール措置を講じる対応が採られていた（いわゆる「乙類甲管」。同法第4条第1項）。本方案は、新型コロナウイルスの重症率及び死亡率が極めて低いこと、3歳以上のワクチン接種率が90%を超えていること等の状況に鑑み、これまで「甲管」として管理されていた新型コロナウイルスについて、「乙管」に調整し、管理の強度を引き下げるものである。

本方案により、新型コロナウイルスに対して、感染者への隔離措置や入国者・貨物等に対する伝染病検疫管理措置等の措置は停止される。また、本方案は、新型コロナウイルスに対する今後の主要措置として、12の項目を列挙しており、主な内容は以下のとおりである。

- ① 老年者のワクチン接種率の引上げ(本方案三、(一))。
- ② 新型コロナウイルスの感染治療関連薬品及び検査試薬の準備の整備(同三、(二))。
- ③ 救急患者の分級分類(同三、(五))。
- ④ 農村地区の疫病の予防・管理の強化(同三、(八))。
- ⑤ 中外人員の往来管理の最適化(同三、(十二))。

本方案の発表後、各政府部門から、新型コロナウイルスの「乙類乙管」への調整に向けた規定が公表されている。また、上記⑤の中外人員の往来管理については、2022年12月27日、「中外人員往来暫定措置に関する通知」が公布され、中国の出入国に関する具体的措置が定められている(詳細については次項を参照されたい)。

[原文] 关于印发对新型冠状病毒感染实施“乙类乙管”总体方案的通知 (联防联控机制综发(2022)144号)

[公布/公表機関] 新型コロナウイルス感染対策共同予防・抑制メカニズム総合チーム (国务院应对新型冠状病毒感染疫情联防联控机制综合组)

2022年12月26日公布、2023年1月8日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

中外人員往来暫定措置に関する通知

[ポイント] 2022年12月26日、「新型コロナウイルス感染に対し『乙類乙管』を実施する全体方案」が公布され、新型コロナウイルスに対する管理の強度が引き下げられた(詳細については前項を参照されたい)。当該方案には、中外人員の往来管理を最適化することが定められているが(三、(十二))、2022年12月27日、新型コロナウイルス感染対策共同予防・抑制メカニズムの外事グループより、「中外人員往来暫定措置に関する通知」(以下「本通知」という。)が公布され、本通知には中国の出入国に関する具体的な措置が定められている。本通知は2023年1月8日から施行されており、その概要は以下のとおりである。

- ・ 訪中者は、出発48時間以内にPCR検査を受けねばならず、陰性者のみ訪中が認められる。従前求められていた中国在外大使館・領事館への健康コードの申請は、不要である(第1項)。
- ・ 入国検査については、入国者全員に対するPCR検査は実施せず、健康申告が正常であり、かつ、税関における通常検疫で異常がない場合には、入国が認められる(第2項)。
- ・ 国際旅客便の本数制限を撤廃し(第3項)、ビジネス、留学等による外国人の訪中を最適化し、相応のビザを提供する(第4項)。
- ・ 各種湾岸の貨物運送を疫病蔓延前の水準に戻し、水路による出入国を段階的に回復させる(第5項)。
- ・ 国際的な疫病状況等に基づいて、中国公民の国外旅行を回復させる(第6項)。

今後、日中間の渡航が増加することが予想されるが、中国では感染拡大や医療体制のひっ迫といった問題が生じているほか、1月11日には、中国からの入国者に対する日本の水際対策への対抗措置として、中国政府は日本人に対するビザの新規発給の停止措置を発表し、現在、不確実な状況にある。引き続き、中外人員の往来管理に対する政策の動向に注視されたい。

[原文] 关于中外人员往来暂行措施的通知

[公布/公表機関] 新型コロナウイルス感染対策共同予防・抑制メカニズム外事チーム (国务院应对新型冠状病毒感染疫情联防联控机制外事组)

2022年12月27日公布、2023年1月8日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

草案・意見募集稿等

広告絶対的用語取締ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、広告法(2021年改正)9条3号で使用禁止とされている「国家級、最高級、最良」といった絶対的表現に対する取締りの基準の明確化を図るものであり、詳細は以下のとおりである。

1. 絶対的表現の使用禁止の例外

① 広告に使用される絶対的表現が事業者の取扱う商品に向けたものではなく、単に事業者の経営理念若しくは企業文化を表す場合や事業者又は商品が目指す目標を表す場合(4条)

② 広告に使用される絶対的表現が商品に向けたものではあるが、客観的に消費者を誤導させ、又は他の事業者を貶めるような効果をもたらしていない場合(5条)

2. 絶対的表現の使用に対する行政罰の減免事由

① 広告において絶対的表現を初めて使用し、危害の程度が軽微で速やかに是正した場合には、行政罰に処さなくてもよい。(6条)

② 事業者が自らの事業所で、若しくは自社メディアを利用してリリースした広告において絶対的表現を使用したものの、使用期間が短く若しくは閲覧者が少なく、危害が生じない又は危害の程度が軽微である場合には、行政罰を軽減することができる。(7条)

3. 行政罰の軽減措置の不適用(8条)

① 医療、医薬品、医療機器等に係る広告において、治療効果、治癒率、有効率等に関する絶対的表現を使用する場合

② 金融や資産運用に係る広告において、収益率、投資の安全性等に関する絶対的表現を使用する場合

[原文] [広告絶対化用語執法指南\(征求意见稿\)](#)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监督管理总局)

(意見募集期間:2022年12月7日~2023年1月6日)

執筆担当: 中国弁護士 李芸

会社法(改正草案二次審議稿)

[ポイント] 中国では、1993年に制定された会社法は幾度かの改正を経ている。直近では、2021年12月24日に改正草案(以下「第一次審議稿」という)が公表されていたが、正式な公布には至っていなかった。この度、2022年12月27日に、第一次審議稿を踏まえて改正草案の二次審議稿(以下「第二次審議稿」という)が公表された。なお、一次審議稿の概要については、China Legal Update 第494号(2022年1月19日発行)でもまとめているのでご参照されたい。結論として、第二次審議稿は第一次審議稿をベースとして形式面等での調整に重点を置いたものと思われ、大きな修正は見られない。今後意見募集段階を経て正式に公布されることが見込まれる。

第一次審議稿と比較して、第二次審議稿の修正内容としては以下の点が注目される。

(1) 有限責任会社に関する「資本充実の原則」の更なる強化

会社の登記資本の公信力及び取引の安全性の確保のために、会社法では有限責任会社における資本充実の原則を採用している。第二次審議稿では、株主の出資不履行による株主権の喪失等、出資持分の譲渡人及び譲受人について(出資に不足がある場合)の出資責任の法的分配など明確にされている

(2) 組織機構

- 有限責任会社における株主会の会社に対する管理職権に関する職権が削除され、董事会の職権(株主会招集、会社の経営・投資方針の制定、実行など)が明確にされている。当該修正により有限責任会社でも所有と経営の更なる分離が図られる見込みである。

- 会社が監査委員会を設置する場合、監事会や監事に代わってその職権を果たすことが可能となる。規模が小さい有限責任会社について、株主全体の同意を得た場合監査機関の不設置が認められるようになる。

(3) 董事等

- 有限責任会社の資本充実の問題について、それが董事、監事、高級管理職員の故意や過失に起因する場合、会社や第三者に対する賠償責任が明確にされている。
- 会社の董事賠償責任保険契約及び株主会への左記保険契約の内容に関する報告義務といった事項が制度として導入されている。

(4) 上場会社： 董事会に独立董事設置義務、株主や実質的支配者に関する情報公開義務などの導入

(5) その他：会社登記機関による営業許可証の取消、閉鎖命令を受けて三年を満了した会社に対する抹消登記制度の導入など

以上のとおり、第二次審議稿は改正案の正式な公布に向けての最終調整と思われるため、今後の正式公布への動向に留意されたい。

[原文] 公司法（修订草案二次审议稿）

[公布／公表機関]全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常務委員会)

(意見募集期間:2022年12月30日～2023年1月28日)

執筆担当:中国弁護士 石瀛

民事訴訟法(改正草案)

[ポイント] 全人大常務委員会は、2022年12月30日、現行の民事訴訟法の改正草案を公表した。今後当該草案に対し意見募集が行われ、必要な調整を経たうえで正式に公布されることが見込まれる。今回の改正草案には新たに16条が追加されたほか、13条が修正されている。修正点は主に以下の通りである。

(1) 涉外民事案件(案件の当事者に外国人や外国企業がいる、紛争の対象物が国外にある、又は重要な法的事実が国外で発生したなどのような案件を涉外案件という)管轄、承認、執行に関する規定の整備

昨年末の最高人民法院からの報告によると、中国の人民法院に提訴される涉外民事事件の件数は2013年の1.48万件に比べ、2021年には2.73万件にまで増加した。中国の国際化に伴うクロスボーダー取引等に起因する民事案件の出現と増加にあわせて、相応の法整備が急務とされていた。

具体的な改正点は以下の通りである。

➢ 人民法院が受理可能な外国在住の主体を被告とする涉外案件の範囲の拡大(氏名権、肖像権、名誉権、プライバシー、著作者人格権、中国で締結された契約に基づく事業などに対する情報権・管理権など含む「非財産権益」に関する案件の受理を明確化)(276条)

➢ 中国に実質的関係のない外国当事者でも書面にて人民法院の管轄に合意した場合、人民法院がその案件を受理し得る制度の導入(277条)

➢ 中国の人民法院による専属管轄となる涉外案件として、「中国にて設立された組織の設立、解散、清算、それらの組織の決議の効力などに関する訴訟」及び「中国にて審査され付与された知的財産の有効性などに関する訴訟」の追加(279条)

➢ 中国を住居地とする消費者が中国国外の経営者に対する訴訟を当該消費者の住居地人民法院が管轄できる規定の追加(280条)

➢ インターネットを介した不法行為に関する訴訟(例えば、名誉棄損、氏名権侵害や個人情報の漏洩等)に対し、サーバーやストレージ機器所在地、不法行為の結果発生地、被害者の住居地の人民法院が管轄できる規定の追加(281条)

➢ 被執行人の住所地や財産所在地が中国に存在しない場合でも判決の承認と執行を申請することを可能にする制度の導入(306条)

➤ その他、外国裁判所、外国仲裁機構の下した承認、執行に関する法整備、訴訟文書の外国当事者への送達手段の増加及び電子送達対応など

大局的にみると、今回の改正草案が施行された場合、人民法院が涉外案件を受理するか否か、外国の判決を承認するか否かについては人民法院に広い裁量権が認められることになると言える。例えば、中国と「適度な関係をもつ紛争」であれば人民法院が管轄でき(276条)、また不便宜法廷地の原則などに則り一定の条件下で提訴を中止や却下することができる(283、284条)。

その他、中国は2017年9月12日に締約国の裁判所の独占管轄権や国際判決承認などを調整する「国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約」に署名しており、上記の民事訴訟法への改正提案は、その批准・施行に向けての下準備と思われる。

(2) 「人民法院による遺産管理人指定」を民訴法上の特別手続きとして明確化

「人民法院による遺産管理人指定」は「民法典」第1146条に定められた人民法院が遺産の利害関係人の申請によって遺産管理人を強制的に指定する制度であり、今回の改正草案の内容はその制度の導入に伴う関連改正である。具体的な改正点は遺産管理人指定案件の管轄法院と必要書類の明確化(195条)を図る他、遺産管理人の交代や資格剥奪制度も導入されている(197条)。

(3) 最高人民法院により受理される再審案件の範囲の縮小

(4) 民事訴訟の回避制度の裁判官助手、司法技術人員への適用など

[原文] 民事訴訟法(修訂草案)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常務委員会)

(意見募集期間:2022年12月30日~2023年1月28日)

執筆担当:中国弁護士 石瀛

反スパイ法(改正草案二次審議稿)

[ポイント] 反スパイ法は、中国におけるスパイ行為を取り締まるために2014年に制定されており、実際にも当該法令に基づき数十名の日本人が拘束されたと言われる。本改正草案は現行法を改正しようとするもので、スパイ行為の取締りが拡大・強化される方向での修正がなされている。

具体的には、現行法のスパイ行為の定義が拡大され、「国家安全や利益にかかわる文書、データ、資料、物品」を取ったり漏らしたりする行為が幅広くスパイ行為とされている(現行法では、「国家機密」に関連するものに限定されていた。)。また、管轄当局である国家安全当局の権限も大幅に強めた。例えば、スパイ行為の疑いがある人物の手荷物検査をできるようにした。更には、国家の安全に危害を加える可能性がある者の出国を禁じる権限も与えている。

上記のように取締りが拡大・強化される一方で、原則的な規定が多く、適用範囲や執行面においては現行法のままあいまいな規定のままとなっており、改正草案においても実際の取締りの運用等の不透明感は否めない。

[原文] 反間諜法(修訂草案二次審議稿)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常務委員会)

(意見募集期間:2022年12月30日~2023年1月28日)

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

III. 今月の中国ビジネス法

『中国ビジネス法大全』のアップデート

日本弁護士 射手矢 好雄

はじめに

筆者(射手矢好雄)は、2022年10月に『中国ビジネス法大全』(時事通信社、524頁、3960円)を上梓した。これは筆者が5年以上の時間を使って書き上げた渾身の作である。中国法を容易に理解できビジネスに役立つ実務書、中国ビジネス法務の決定版を目指した。

「中国はリアルなパラレルワールド」がキーワードである。そういう中国でビジネスを行うためには、そのルールである中国法を知らなければならない。但し、中国法は条文だけを見ても分からない。中国という国の仕組みを理解しなければならない。法律だけでなく、政治や経済や文化を視野に入れた「ハイブリッド法務」が必要となる。『中国ビジネス法大全』の執筆方針は、「ざっくり、じっくり」である。総論でざっくりと中国の仕組みを説明した。各論でじっくりと中国ビジネス法の最前線を解説し、全ての論点をカバーした。

但し、中国の変化は早い。新しい動きについていく必要がある。そこで、中国ビジネス法務の最新状況をアップデートして、このニュースレターに連載していく。

以下のアップデートは、簡易版である。詳細は、時事通信のホームページを参照いただきたい。書籍『中国ビジネス法大全』6頁記載のQRコードから時事通信のホームページに入ることができる。

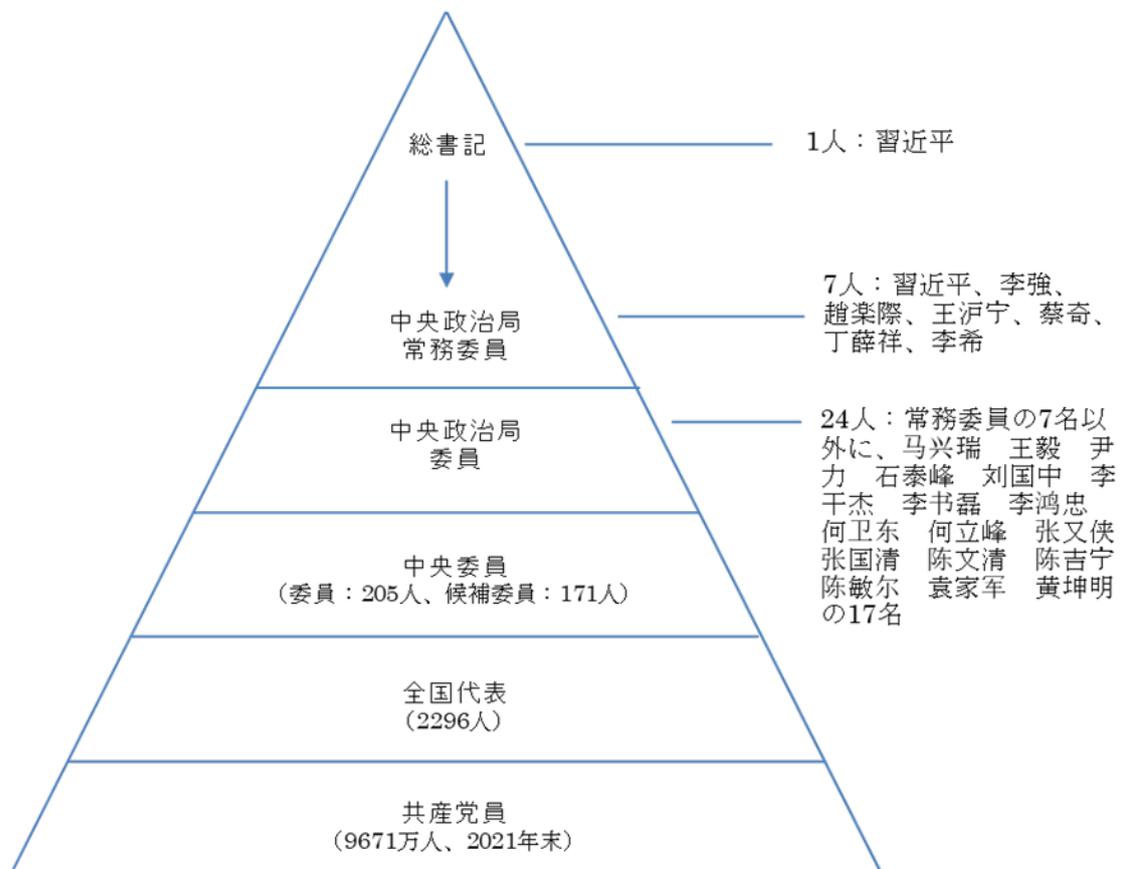
一、中国共産党第20回全国代表大会[二十大]の開催

(書籍46頁への補充)

2022年10月16日から同月22日まで、中国共産党第20回全国代表大会[二十大]が開催された。初日に習近平総書記が活動報告を行い、最終日には党規約が改正され、新しい中央委員が選出された。
<https://www.12371.cn/special/20da/>

全国代表大会終了の翌日には、第20期中央委員会第1回全体会議[一中全会]が開かれ、新しい人事が決まった。
<https://www.12371.cn/2022/10/23/ARTI1666499465185426.shtml>

新しい人事については、以下の図表の通りである。習近平の活動報告、党規約の改正、習近平の権力基盤の確立、今後の中国の方向性については、時事通信のホームページを参照。(胡錦濤前総書記の退席劇についても触れた。)



二、米中対立と日本の対応

1 米中対立

(書籍 186 頁への補充)

米国の中国に対する規制が止まらない。

米国は 2022 年 10 月 12 日に国家安全保障戦略 (National Security Strategy) を発表し、中国を米国主導の国際秩序に挑む「唯一の競争相手」(the only competitor) と位置付けた。これからの 10 年間で中国との競争を決定づけるが、日本などの同盟国と協力して中国に対抗することを明らかにした。

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/10/Biden-Harris-Administrations-National-Security-Strategy-10.2022.pdf>

米国商務省は、2022 年 10 月に対中輸出規制を強化した。中国に対する先端半導体の輸出を原則禁止した。<https://www.bis.doc.gov/index.php/about-bis/newsroom/2082>

これは、中国の個別企業への規制ではなく、あらゆる中国企業に対する規制である。

さらに米国は輸出を禁止する中国企業のリスト(エンティティー・リスト)を徐々に改訂し、2022 年 12 月末時点で 600 社を超えた。ファーウェイやハイクビジョンだけでなく、半導体受託生産企業の中芯国際集成电路製造 (SMIC) もリストに入っている(その他多数)。この措置に対しては、中国が米国を WTO に提訴した(日本経済新聞 2022 年 12 月 13 日夕刊)。

2 日本の対応

(書籍 197 頁への補充)

日本は 2022 年 12 月 16 日、3 つの**安全保障文書**(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定した。<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou.html>

これらの文書において、日本は反撃能力を保持することを初めて規定し、防衛費を増強することも定め、中国を「**これまでになく最大の戦略的挑戦**」と位置付けた。従来の安全保障戦略からの大きな転換である。

そして、岸田首相は 2023 年 1 月 13 日バイデン大統領と米国で会談し、日本の安全保障戦略を説明した。バイデン大統領は、米国は日本の防衛に全面的に関与すると表明し、日米安全保障条約は尖閣諸島にも適用されることを確認した(日本経済新聞 2023 年 1 月 15 日朝刊)。これは、中国に対して米国と日本が共同で抑止することを合意したもので、日米同盟が新たな段階に入ったとされる。中国は当然これに対して反発している。

問題は、日本が盲目的に米国に追従して良いかである。ファーストリテイリングの柳井正会長兼社長は、「**日本は米中の間において、どっちの味方だと言われても、両方とも味方だとしかいえない。敵をつくってはいけない。敵をつくる行為はやめてもらいたい**」とインタビューに答えている(日本経済新聞 2023 年 1 月 17 日朝刊)。筆者は、これが日本企業の多くの本音だと思う。筆者は書籍 189 頁に書いたように、日本は中国と競争すべきところは競争し、協力できるところは協力する(**競争と協力の並行**)しか道はないと考える。日本は中国のダイバーシティを認めて**対話**を継続すべきであるし、日本企業や個人は**不必要に中国を嫌いになる必要はない**。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)
-
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
-
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com